

## 申請時に必要な書類

申請者氏名：\_\_\_\_\_

No.	書 類	チェック
1	生活困窮者住居確保給付金支給申請書（署名を忘れずに！）	<input type="checkbox"/>
2	住居確保給付金申請時確認書	<input type="checkbox"/>
3	本人確認資料（住所・氏名・生年月日がわかるもの） ■顔写真入りの場合 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポートなど、 <u>1点</u> 。 ■顔写真入りでない場合 各種福祉手帳、健康保険証、介護保険証、住民票、戸籍（謄本・抄本・附票）の写しなど、 <u>2点</u> 。	<input type="checkbox"/>
4	離職等関係書類 ■離職・廃業の場合 「離職票」、「廃業届」または「雇用保険受給資格者票」と「認定スケジュールと再就職手当」等 ほか「退職証明書」等、離職中であることを証明できるもの。 ■休業等で就業収入が自己都合等によらず減少し、離職・廃業と同程度にある場合 雇用主からの通知など休業等を確認できる書類。書類が用意できない場合は、シフトが減少した勤務表、仕事がキャンセルになったことを示す、LINE・メールの画像、事業所の休業がわかるホームページの写し等。	<input type="checkbox"/>
5	収入関係書類 ①給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等(減少を確認するため直近3か月程度) ②上記の収入の振込が記帳された預貯金通帳のページの写し ③雇用保険の失業等給付を受けている場合は、雇用保険受給資格証明書 ④年金を受けている場合は、年金手帳と、裁定通知や支払い通知 ⑤その他の福祉手当等を受給している場合は、各種福祉手帳	<input type="checkbox"/>
6	金融資産関係書類 世帯全員が所有する金融機関の、預金通帳の写し(全体。通帳繰越されている場合は、最低でも3か月分以上の記録が確認できるようにすること。)や残高証明書。ネットバンクなどでは、記録を印刷したもの。	<input type="checkbox"/>
7	家主(不動産管理事業者)へ記入を依頼する書類 ■住居喪失のおそれのある方 「入居住宅に関する状況通知書」 ■住居喪失されている方 「入居予定住宅に関する状況通知書」	<input type="checkbox"/>
8	賃貸契約書の写し（契約期間、家賃額、契約者(借主)、貸主がわかるもの）	<input type="checkbox"/>

### 注意点

住居を喪失されている方は、新たな住居が決定している必要があります。転居費用が不足する場合は、社会福祉協議会で受付している福祉資金のご利用を検討してください。

なお、入居後に「住居確保報告書」、「住民票」、「賃貸契約書」を提出していただく必要があります。